

告 示

埼玉県選管告示第四十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十九年十月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田徳治

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	社会福祉法人北友会 特別養護老人ホーム フレシール岩槻	埼玉県さいたま市岩槻区 大字加倉百九十番地